

青森県報

号外第三十七号

平成二十八年
三月三十日
(水曜日)

目次

公 告

建設業者の許可の取消し……………(監理課)…一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により、次とおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社なるとハウス
 - 二 代表者の氏名 鳴海 誠治
 - 三 主たる営業所の所在地 不明
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一〇〇六一七号
 - 五 取消年月日 平成二十八年三月二十四日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十八年二月三日前記建設業者の営業所の所在地及び当該建設業者の役員の

所在を確知できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。このことが、建設業法第二十九条の二第一項の規定に該当する。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、青森県を被告として(青森県知事が被告の代表者となる。)、提起することができる(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内であっても、処分の日から一年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭